

平成25年度

第2回 堺市がん対策推進委員会 資料

日時：平成25年10月3日（木）14時から

場所：堺市役所 本館6階 会議室

1 がん予防の推進

条例

(がん予防の推進)

第7条 市は、関係機関と協力し、がんの予防に資するため、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及びウイルス等の感染が健康に及ぼす影響等がんに罹患しやすくなる要因を排除するための正しい知識の普及啓発
- (2) 科学的知見に基づくがん予防の効果が見込まれる予防接種を普及させるための施策
- (3) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するための施策
- (4) 医療機関における喫煙者に対する禁煙支援及び生活習慣の改善のための指導の実施に対する支援
- (5) 教育機関におけるがん予防につながる学習活動の充実
- (6) 前各号に掲げるもののほか、がん予防のために必要な施策

課題

- ・喫煙と受動喫煙が健康に及ぼす影響についての正しい知識の普及（新健康さかい21最終評価より引用：喫煙が及ぼす健康影響について知っている者の割合 実績 89.0% 目標 100%）
- ・成人の喫煙率の減少（新健康さかい21最終評価より引用：喫煙率 実績男性 27.5%、女性 9.0% 目標男性 25%以下、女性 8%以下）
- ・がん検診の重要性を理解することによる各種がん検診の受診率の向上

主な取り組み内容

条例	実施主体	対象 (働きかけが必要な相手)	事業名等	主な内容	実績など
第7条 (1)	市	市民、企業	健康推進・がん対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベントの開催（ピンクリボンキャンペーン（毎年10月に実施）等） ・企業等との協定やパートナー制度の導入による連携 ・患者等による講演 ・がん診療拠点病院等との連携 	がん対策に関するイベントの開催（予定）
		妊産婦等	妊産婦・乳幼児等の保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙啓発・受動喫煙防止対策のパネル展示及びチラシの作成と配布、配架 	
		市民、企業、保護者	成人保健指導事業 健康さかい21関連事業	<ul style="list-style-type: none"> がん検診受診の啓発活動 ・保健センター、区役所、図書館、商業施設等の情報コーナーでの啓発活動（ポスター掲示、パンフレットの配布） ・商業施設や健康フェスティバル等でのイベント、啓発展示 ・職域との連携・・・企業と連携を図る ・学校との連携・・・学校保健連絡会、参観日、懇談会 学校保健連絡会での啓発 	市民を対象としたがん予防健康教育の開催：年 147 回、5,697 人に実施 小学生、企業などを対象とした健康教育を開催：年 11 回 589 名に実施
		市民、ウォーキング・体操・食生活のグループ	組織育成事業 介護予防普及啓発事業 健康増進栄養事業	<ul style="list-style-type: none"> 身体活動の推進によるがん予防、健康的な食生活の推進によるがん予防 ・ウォーキング・体操・食生活改善推進員のグループの育成・継続支援 ・運動の啓発（啓発リーフレット・広報・ホームページ・ウォーキングマップ等） ・運動・栄養に関する健康講座：校区活動・所内保健センター事業 	自主グループ(129 グループ、2,984 名)等の協力による啓発を実施

条例	実施主体	対象 (働きかけが必要な相手)	事業名等	主な内容	実績など
第7条 (2)	市	小学校6年生から高校1年生 の女子及びその保護者	子宮頸がん予防ワクチン接 種事業	・子宮頸がん予防ワクチンの接種	平成24年度までの接種率72.3%
第7条 (3)	市	市民	受動喫煙防止策	・本庁及び市の施設の受動喫煙の防止	本庁舎東玄関横の喫煙所を撤去 し、本庁舎南東側に移設
		市民	路上喫煙等対策事業	路上喫煙禁止の啓発 ・巡視員による路上喫煙等禁止区域内での指導啓発・過料徴収 ・広報紙・ホームページへの掲載、関係機関へのチラシ配架、交通機関等へのポ スター掲示、懸垂幕、横断幕、バナーの掲出、区民まつり等における啓発など	路上喫煙禁止区域外の主要駅頭 における啓発活動回数拡大及 び、路面標示・バナーの増設を 行う
		市民	健康支援事業	・禁煙啓発、受動喫煙防止対策のポスター、チラシの作成及び配布	受動喫煙防止クリアファイル 7,000冊、受動喫煙防止メモ帳 5,000冊作成
第7条 (4)	市	医療機関	特定保健指導	・特定健康診査によって把握した喫煙者に対しての、禁煙支援および生活習慣の改 善に向けた取り組みを実施。	
第7条 (5)	市教育委員会	小学校6年生、 中学校3年生	がんに関する教育	・小学校6年保健領域及び中学校3年保健分野の学習の年間指導計画に、「がんに関 する教育」を位置づけ、指導資料を活用し、授業を実施。	

がん予防・早期発見・情報提供

2 がんの早期発見の推進

条例

(がんの早期発見の推進)

第8条 市は、関係機関と協力し、がんの早期発見に資するため、有効性の確立したがん検診システムの構築を目標として、科学的根拠に基づくがん検診を計画的に実施することとし、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) がん検診の実施体制の充実
- (2) がん検診の受診率向上のための施策
- (3) がん検診を受診する機会を確保するための施策
- (4) がん検診精密検査の体制の確立
- (5) がん検診の精度管理体制の充実及び精度管理指標の公表
- (6) がん検診に携わる医療従事者の資質の向上を図るための研修の機会の確保
- (7) 前各号に掲げるもののほか、がんの早期発見のために必要な施策

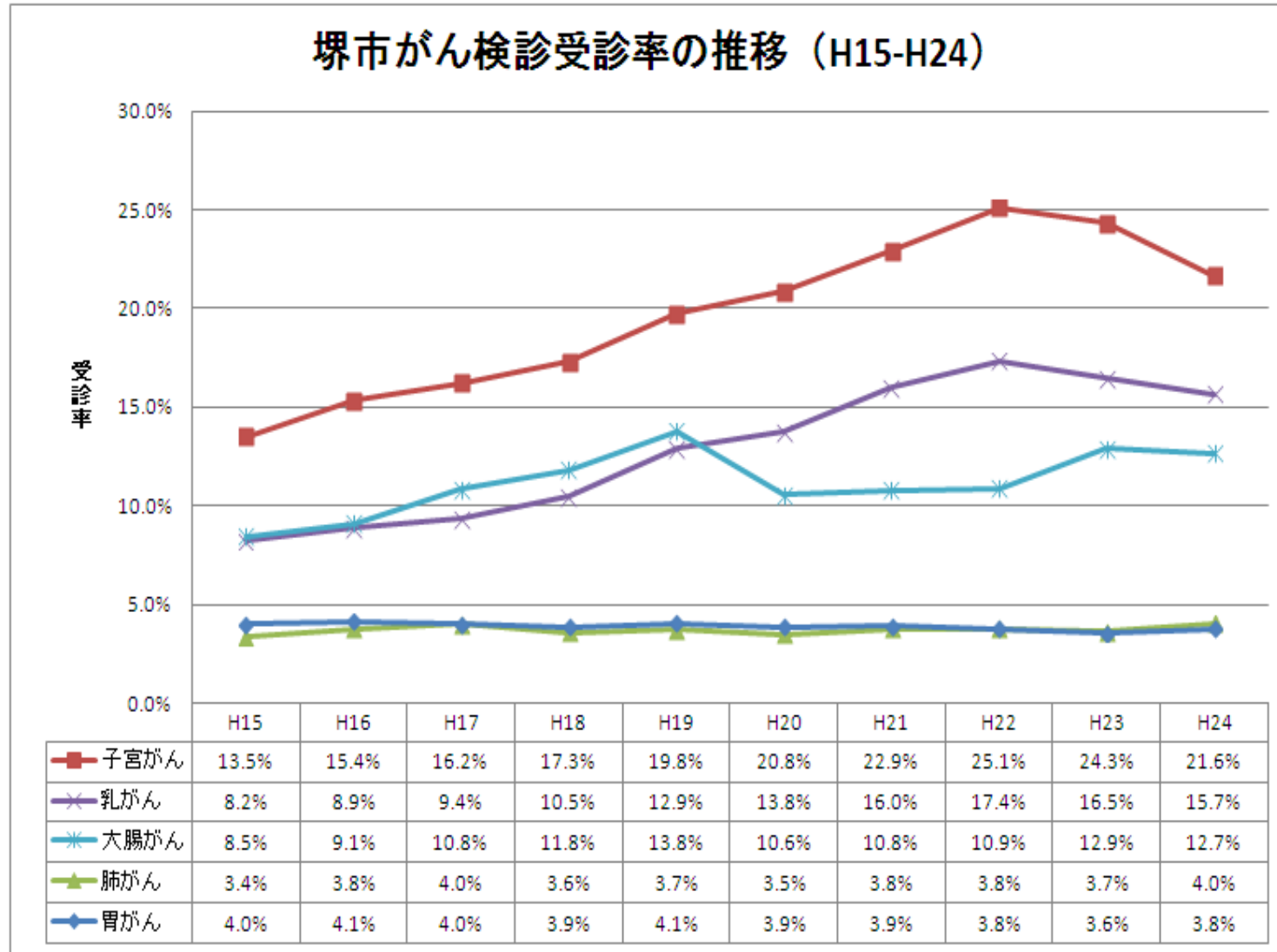
課題

- ・受診機会を拡充し、受診しやすい環境を整えることによる各種がん検診の受診率向上
- ・がんによる死亡の減少を図るため、国において有効性が確認されているがん検診の推進及び検診精度を維持向上

堺市での主な取り組み内容

条例	実施主体	対象 (働きかけが必要な相手)	事業名等	主な内容	実績など
第8条 (1)、(3)、 (4)、(5)、 (6)	市	市民、医療機関	各種がん検診	次の対象年齢の市民に各種がん検診を実施 ・胃がん検診：40歳以上、保健センター・地域会館等で実施（集団） ・肺がん検診：40歳以上、保健センター・地域会館等で実施（集団） ・大腸がん検診：40歳以上、医療機関で実施 ・子宮がん検診：20歳以上の偶数年齢の女性、医療機関で実施 ・乳がん検診：30～39歳、40歳以上の偶数年齢の女性、医療機関で実施 ・総合がん検診：40歳以上	別紙のとおり
		堺市国民健康保険 被保険者	国保人間ドック	30歳から74歳の国保被保険者を対象に人間ドックを実施。検査項目に胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がんを含んでいる。	H22 受診者数：6,754人
		企業	SCKサービスセンター事業	会員制により市内中小企業の勤労者と事業主に対し総合的な福祉事業を提供する一環として、人間ドック補助を実施。 (堺市から補助を行っている公益財団法人堺市勤労者福祉サービスセンターの事業)	H23 末会員：1,418 事業所、 14,032人 (H23 健診等の補助：3,799人)
		医療機関	乳がん検診研修会の実施	・視触診実施医療機関及びマンモグラフィ撮影医療機関への精度管理のための研修会を開催 ・乳がん検診の精度管理のために「堺市乳がん検診精度管理委員会」を開催	視触診医療機関研修会：年2回 撮影医療機関研修：年1回 精度管理委員会：年1回
第8条 (2)	市	市民、企業等	各種がん検診 健康推進・がん対策推進事業	・広報さかいへの掲載 ・保健事業案内の配布（広報さかい5月号へ折り込み全世帯へ配布） ・堺市ホームページへの掲載 ・20、30、40、50、60、65歳の方へ誕生月に個別勸奨ハガキ又は案内を送付 ・がん検診受診促進企業等連携協定を締結した企業等（3者）と連携による啓発 ・各種団体（自治会、女性団体）への啓発	受診勸奨案内：77,000人

受診率の推移



堺市独自集計結果

平成 23 年度 各種がん検診の年齢階層別受診率

	子宮がん	乳がん	大腸がん	胃がん	肺がん
20～24歳	23.7%				
25～29歳	30.7%				
30～34歳	41.9%	7.6%			
35～39歳	34.4%	8.3%			
40～44歳	40.6%	32.1%	5.2%	1.2%	1.4%
45～49歳	27.5%	23.7%	5.7%	1.3%	1.6%
50～54歳	30.9%	30.1%	6.1%	1.4%	1.7%
55～59歳	15.5%	18.3%	7.9%	2.1%	2.0%
60～64歳	16.2%	20.5%	12.8%	3.7%	4.0%
65～69歳	12.5%	12.9%	20.2%	7.7%	7.5%
70歳～	7.5%	7.7%	27.6%	6.0%	4.6%
全体	24.3%	16.5%	12.9%	3.6%	3.7%

堺市独自集計結果

総合がん検診の実施状況

		H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	H25.3	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	計	割合
受診者数	同一医療機関	74名	112名	135名	197名	261名	55名	163名	173名	181名	1,351名	81.0%
	複数医療機関	7名	8名	13名	30名	52名	11名	42名	86名	68名	317名	19.0%
	計	81名	120名	148名	227名	313名	66名	205名	259名	249名	1,668名	100.0%

再掲

40～64歳	30名	58名	75名	112名	147名	28名	84名	102名	95名	731名	43.8%
65歳以上	51名	62名	73名	115名	166名	38名	121名	157名	154名	937名	56.2%

再掲

平日受診	67名	118名	142名	188名	282名	63名	178名	228名	232名	1,498名	89.8%
土曜日受診	14名	0名	3名	21名	22名	3名	12名	10名	11名	96名	5.8%
日曜日受診	0名	2名	3名	18名	9名	0名	15名	21名	6名	74名	4.4%

胃・肺がん検診への影響

	H23	H24		対前年比
	集団実績	集団実績	総合がん 計	
胃がん検診	9,108名	8,930名	885名 9,815名	107.8%
肺がん検診	7,470名	7,513名	889名 8,402名	112.5%
計	16,578名	16,443名	1,774名 18,217名	109.9%

堺市独自集計結果

平成 23 年度 がん発見率等

	子宮がん検診	乳がん検診	大腸がん検診	胃がん検診	肺がん検診
受診者数	29,787	20,867	34,448	9,108	7,470
要精検者数	742	2,072	2,687	1,400	108
要精検率	2.49	9.93	7.80	15.37	1.45
精検受診者数	234	1,667	794	1,038	78
精検受診率	31.54	80.45	29.55	74.14	72.22
発見者数	35	79	56	14	3
陽性反応適中度	4.7	3.8	2.1	1.0	2.8
発見率	0.12	0.38	0.16	0.15	0.04

各種がん検診に関する許容値 (今後の我が国におけるがん検診事業評価のあり方について (報告書))

陽性反応適中度	4.0以上	2.5以上	1.9以上	1.0以上	1.3以上
発見率	0.05以上	0.23以上	0.13以上	0.11以上	0.03以上

陽性反応適中度：検査結果が「要精検」の者のうち、がんが発見された者の割合。基本的には高い値が望ましい。
 発見率：がん検診受診者のうち、がんが発見された者の割合。高いことが望ましい。

堺市独自集計結果

（新健康さかい21見直しに係るアンケート結果【20歳以上2,940名の回答結果】）

過去1年間にがん検診を受けた方の割合（市が実施する検診、職場等で実施する検診を含む）

検診名	アンケート結果	参考 国の受診率目標値
胃がん	30.6%	40%
肺がん	35.7%	
大腸がん	33.1%	
子宮がん	34.3%	50%
乳がん	30.0%	

がん検診を受けていない理由（%）

検診名	心配な時は受診する	時間がなかった	費用がかかる	健康状態に自信がある	知らなかった	検査に不安がある	その他
胃がん	45.8	16.8	17.1	10.0	8.6	4.5	9.0
肺がん	45.3	16.3	17.3	10.7	9.5	2.8	6.8
大腸がん	45.0	14.1	15.0	9.7	9.7	5.2	6.7
子宮がん	46.2	16.4	8.4	6.5	2.4	4.6	14.3
乳がん	47.8	15.9	11.3	6.5	2.9	5.0	12.1

参考

対策型検診と任意型検診【出典：かかりつけ医のためのがん検診ハンドブック】

検診方法	対策型検診	任意型検診
目的	対象集団全体の死亡率を下げる	個人の死亡リスクを下げる
概要	予防対策として行われる公共的な医療サービス	医療機関・検診機関などが任意で提供する医療サービス
検診対象者	構成員の全員 (一定の年齢範囲の住民など)	定義されない
検診費用	公的資金を使用	全額自己負担
利益と不利益	限られた資源の中で、利益と不利益のバランスを考慮し、集団にとっての利益を最大化	個人のレベルで、利益と不利益のバランスを判断

検診と診察における検査の相違点【出典：かかりつけ医のためのがん検診ハンドブック】

検診	比較	診療
がんを早期発見するとともに、健康な人に病気であるという誤った判定をしない	特徴	病気を正しく診断する
症状がない健康な人	受ける人	症状や何らかの不安がある人
体に負担のない、安価な検査方法	検査方法	病気の原因を確かめるために必要な検査方法 (体への負担が大きかったり、高価な検査の場合もある)
医療保険は使えない 自己負担額は検診の種類により異なる	費用	医療保険が使える
少ない	病気がある人	多い
低い	緊急性	高い

対策型検診として行うべき有効ながん検診【出典：かかりつけ医のためのがん検診ハンドブック】
(がん予防重点健康教育及びがん検診のための指針)

がん検診の種類	検診方法	対象年齢	検診間隔
胃がん検診	胃X線検査	40歳以上	毎年
大腸がん検診	便潜血検査	40歳以上	毎年
肺がん検診	胸部X線検査 喫煙者には 喀痰細胞診併用	40歳以上	毎年
乳がん検診	マンモグラフィと 視触診の併用法	40歳以上	2年に1回
子宮頸がん検診	細胞診	20歳以上	2年に1回

がん予防・早期発見・情報提供

3 がん情報の収集と提供

条例

(がん情報の収集と提供)

第6条 市は、がんの罹患、死亡等がん対策に資する情報を収集し、分析するための取組等必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、関係機関と協力し、市民に対して、がんの予防及び早期発見、がん医療並びに患者支援に関する適切な情報の提供に努めるものとする。

3 市、関係機関及び市民は、がん対策に関する情報の共有化に努めなければならない。

課題

・市民等に対してのがんに関連する適切な情報の提供を行う機会の拡充

堺市での主な取組み内容

条例	実施主体	対象 (働きかけが必要な相手)	事業名等	主な内容	実績など
第6条 2	市	市民	情報の収集、分析	国、府、医療機関よりがん対策に関連する情報を収集し市民等に分かりやすい形で提供出来るように分析を行う。	
第6条 3	市	市民	情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・収集した情報を広報さかい等の媒体を利用し公表 ・市の医療相談窓口や保健センター、がん診療拠点病院などの窓口において必要な情報の提供を実施 ・ホームページ等を活用した医療情報などの提供を実施 ・相談マップ等の作成 	広報さかい(平成24年11月号)やがん検診案内の冊子で、がん死亡率の推移、堺市でのがん死亡者の割合を掲載